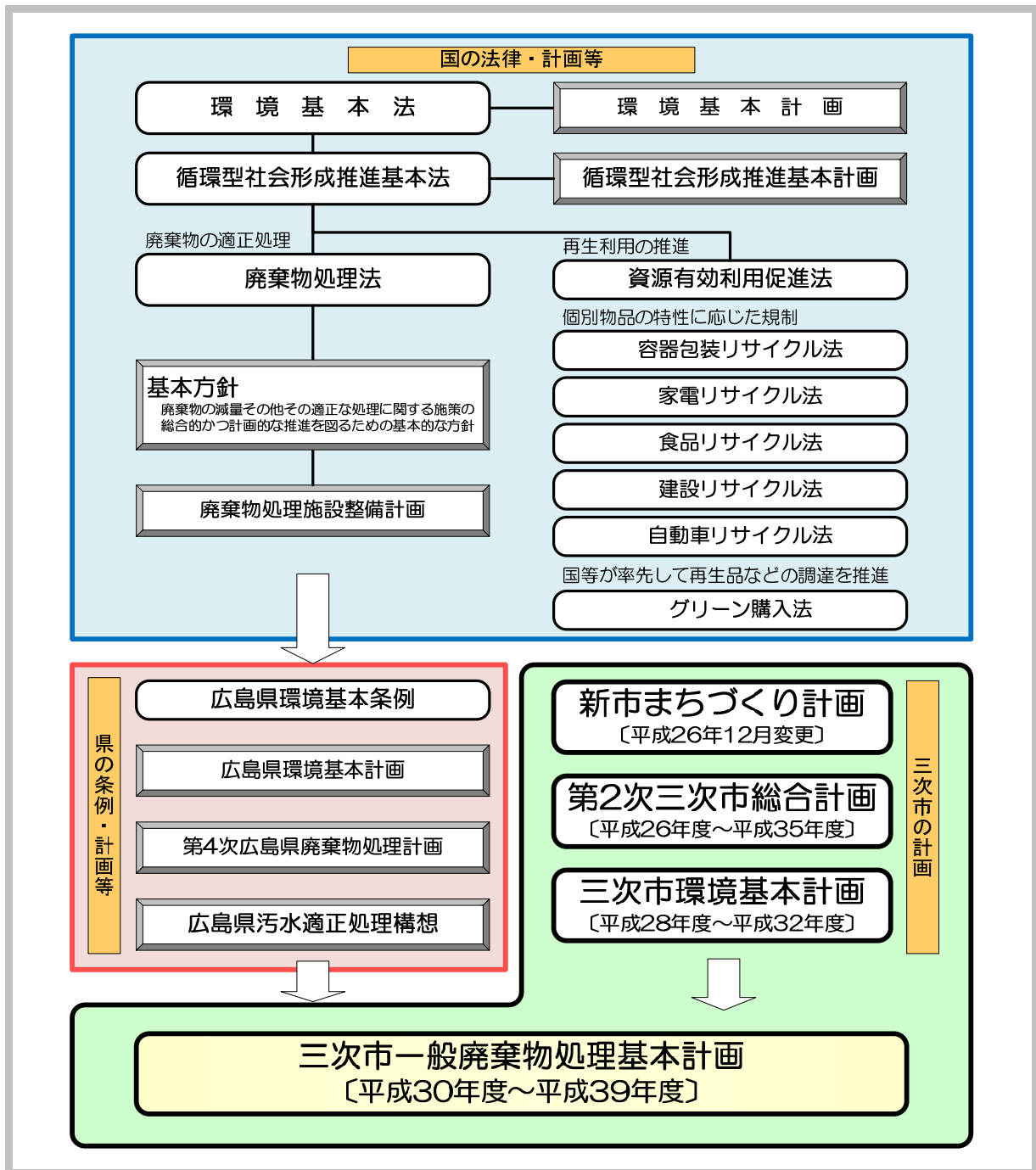


第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村が策定を義務づけられている長期計画で、国の法律・計画、広島県の計画及び三次市（以下「本市」という。）の総合計画と整合したものです。

◆図表 1-1 本計画の位置づけ



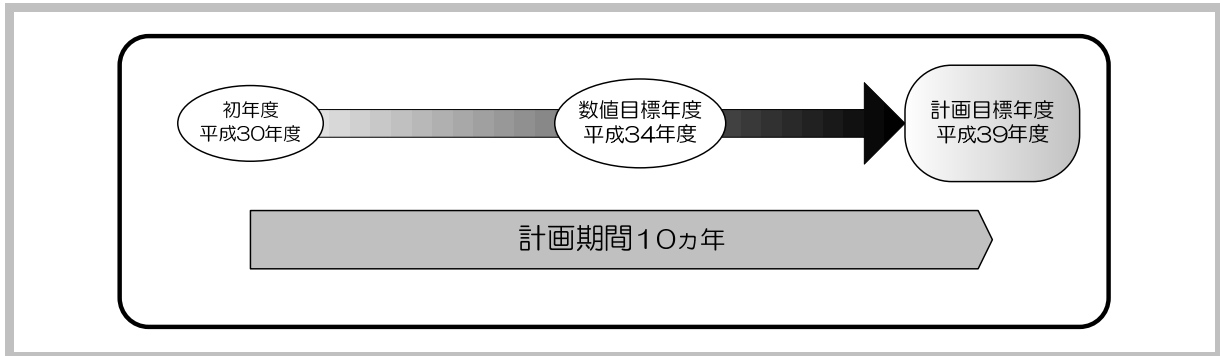
※ 法律名は略称としました。

第2節 計画の期間

本計画は、平成30年度を初年度とし、平成39年度を計画目標年度とする10ヵ年計画とし、平成34年度をゴミ排出抑制目標等の数値目標年度とします。

なお、社会情勢等に大きな変化があった場合には、計画内容との整合性などを検証した上で計画の見直しを行うものとします。

◆図表 1-2 計画の期間

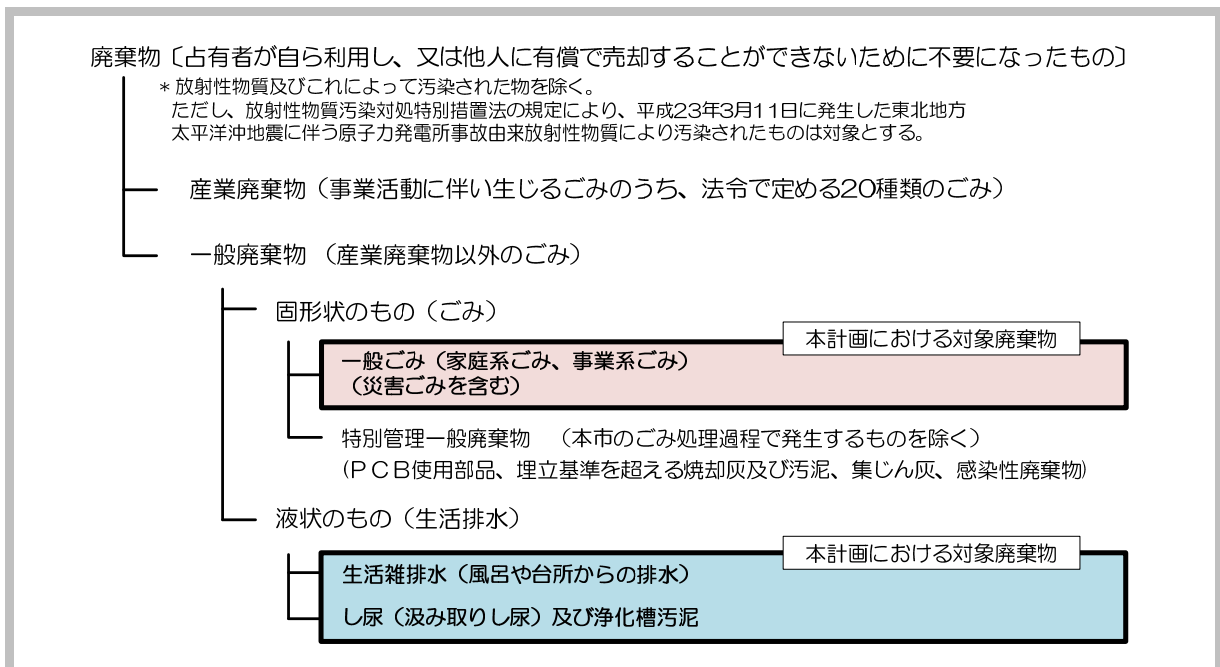


第3節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表1-3のとおり、廃棄物のうち一般廃棄物であって固形状のもの（以下「ゴミ」という。）及び液状のもの（以下「生活排水」という。）とします。

なお、ゴミのうち、本市による処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは図表1-4のとおりとします。

◆図表 1-3 計画対象廃棄物



◆図表 1-4 本計画の処理対象外とするごみとその扱い

区 分	処理・処分先
PCB使用部品	・本市では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。
集じん灰	・本市では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。
感染性医療系廃棄物	・本市では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。
適正処理困難物 (指定一般廃棄物)	・専門業者による収集・運搬・処理・処分を原則とする。
家電リサイクル法適用物	・家電リサイクル法に基づき、エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、保温冷蔵庫、ワインセラーについては、販売店引き取り又は指定引取場所への自己搬入とする。
パソコン	・資源有効利用促進法に基づき製造事業者による引き取り・資源化を行う。
その他本市で指定する 処理困難物 (収集も処理もできないごみ)	・以下に示す品目については、販売業者などの引き取りとする。 産業廃棄物（事業所・農業などから排出される金属類・プラスチック類・ガラス類）、タイヤ、バイク、自動車、毒劇物、バッテリー、農薬、農機具、ガスボンベ等の爆発の恐れのあるもの、中身の入っている塗料缶・油缶・燃料缶・ドラム缶、家電 8 品目（テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機・保温冷蔵庫・ワインセラー）、パソコンなど

※ 放射性廃棄物について

国においては、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による環境汚染により人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが緊急の課題となっていることを踏まえ、平成 23 年 8 月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故より放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号）を公布しました。

よって、当該廃棄物の扱いについては、上記法律によるものとします。

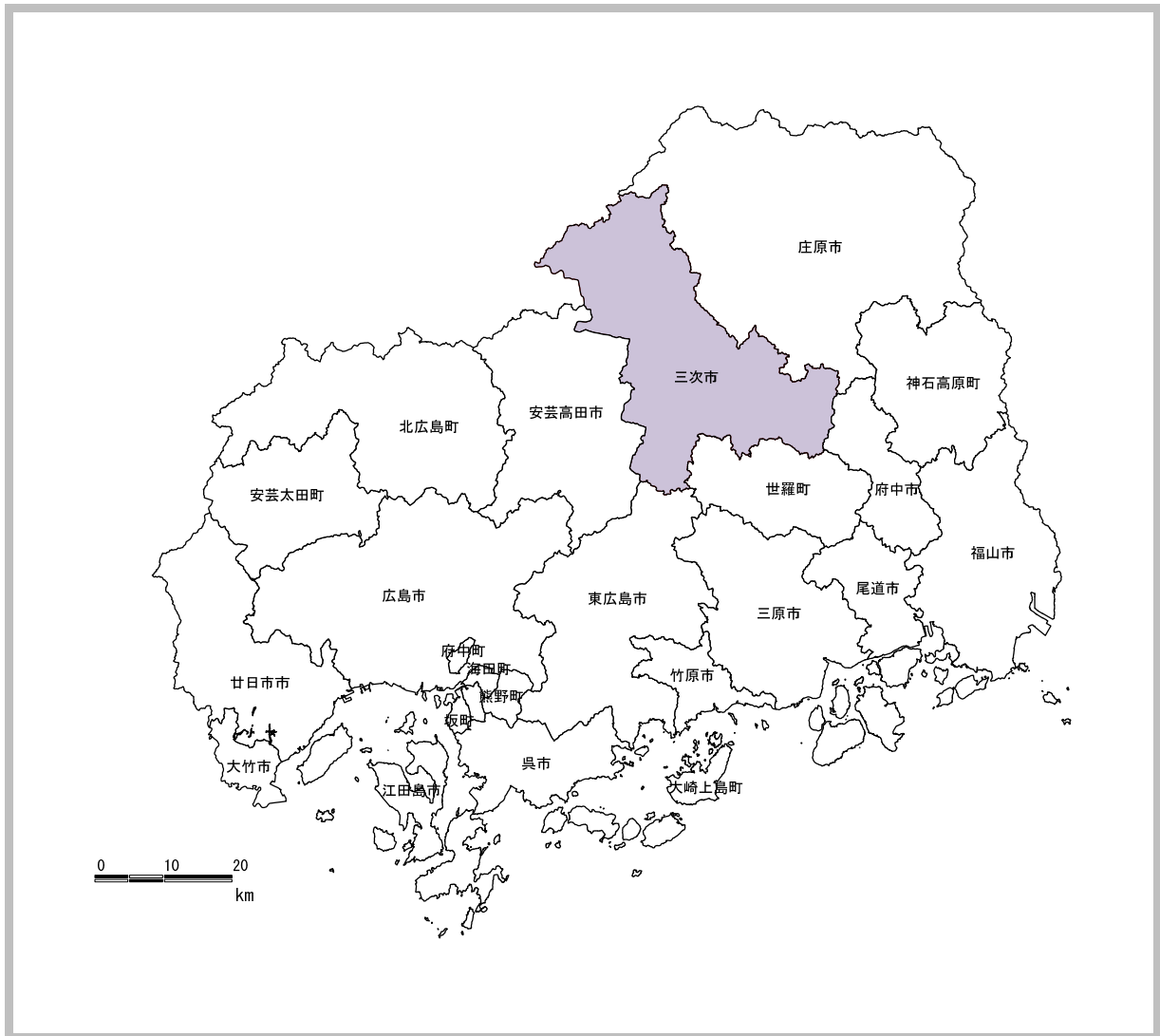
第2章 地域の概要

第1節 自然環境

1. 位置

本市は広島県北部の中央に位置し、東部は庄原市及び府中市、西部は安芸高田市、南部は東広島市及び世羅町、北部は島根県に接しています。平成16年4月1日に旧三次市・君田村・布野村・作木村・吉舎町・三良坂町・三和町・甲奴町1市4町3村の新設合併により現在の本市となり、その面積は778.14 km²（平成28年10月1日）となっています。

◆図表 2-1 本市の位置



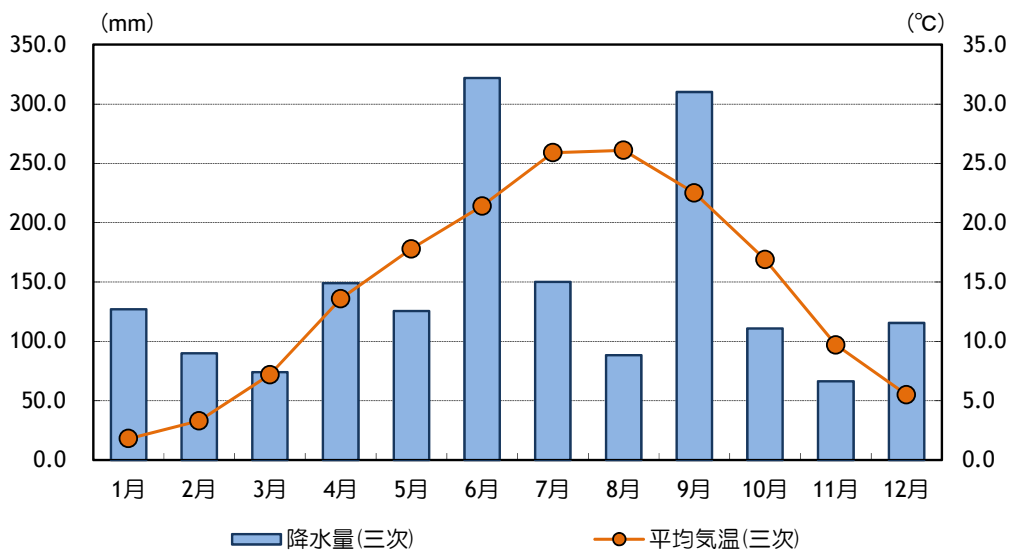
2. 気 候

広島県の大部分は比較的温暖で夏に雨が少ない瀬戸内式気候ですが、山間部では日本海性気候の影響と高地であるという地形的理由から、気温が低く降水量が多いのが特徴です。本市の気候は、瀬戸内と山間部の間で両気候の特徴を併せ持っています。

また、特徴的な気象現象として、秋の早朝には川霧が発生し盆地内に滞留するため、山頂を島々とするいわゆる「霧の海」が現出します。

◆図表 2-2 気象概要

年次	三次観測所				
	気温 (°C)			降水量 (mm)	
	平均	最高	最低	総量	日最大
平成24年	13.1	36.2	-7.6	1324.5	64.5
平成25年	13.5	36.8	-6.7	1706.5	117.0
平成26年	13.1	36.9	-6.0	1452.0	104.5
平成27年	13.7	36.8	-5.6	1386.0	45.5
平成28年	14.3	36.9	-10.0	1729.0	93.0
1月	1.8	6.1	-0.9	127.0	27.5
2月	3.3	9.1	-0.9	90.0	42.0
3月	7.2	14.5	1.6	74.0	33.0
4月	13.6	20.8	7.3	149.0	33.5
5月	17.8	25.2	11.4	125.5	27.0
6月	21.4	26.7	17.3	322.0	49.5
7月	25.9	31.8	21.8	150.0	55.5
8月	26.1	33.2	21.3	88.5	44.0
9月	22.5	27.3	19.3	310.0	93.0
10月	16.9	22.4	12.9	111.0	32.5
11月	9.7	15.5	5.7	66.5	18.5
12月	5.5	10.5	2.1	115.5	27.0



資料：気象庁

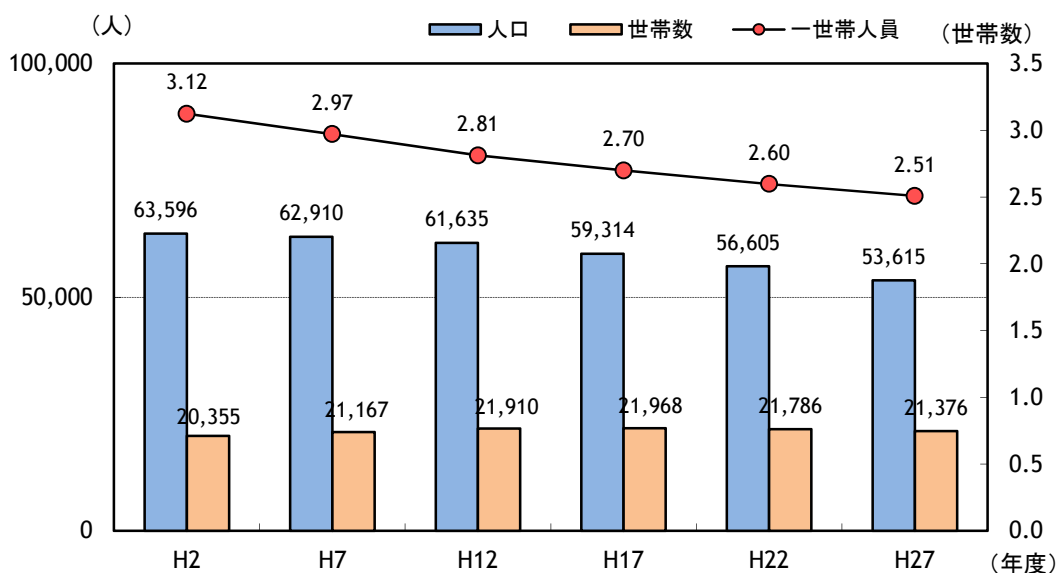
第2節 社会環境

1. 人口及び世帯数

本市の人口は53,615人、世帯数は21,376世帯（H27国勢調査）で、人口は減少傾向にあり、1世帯当たりの人員も減少する核家族化の傾向にあります。

◆図表 2-3 人口及び世帯数

		H2	H7	H12	H17	H22	H27
三次市	人口	63,596	62,910	61,635	59,314	56,605	53,615
	世帯数	20,355	21,167	21,910	21,968	21,786	21,376



注) 各年10月1日

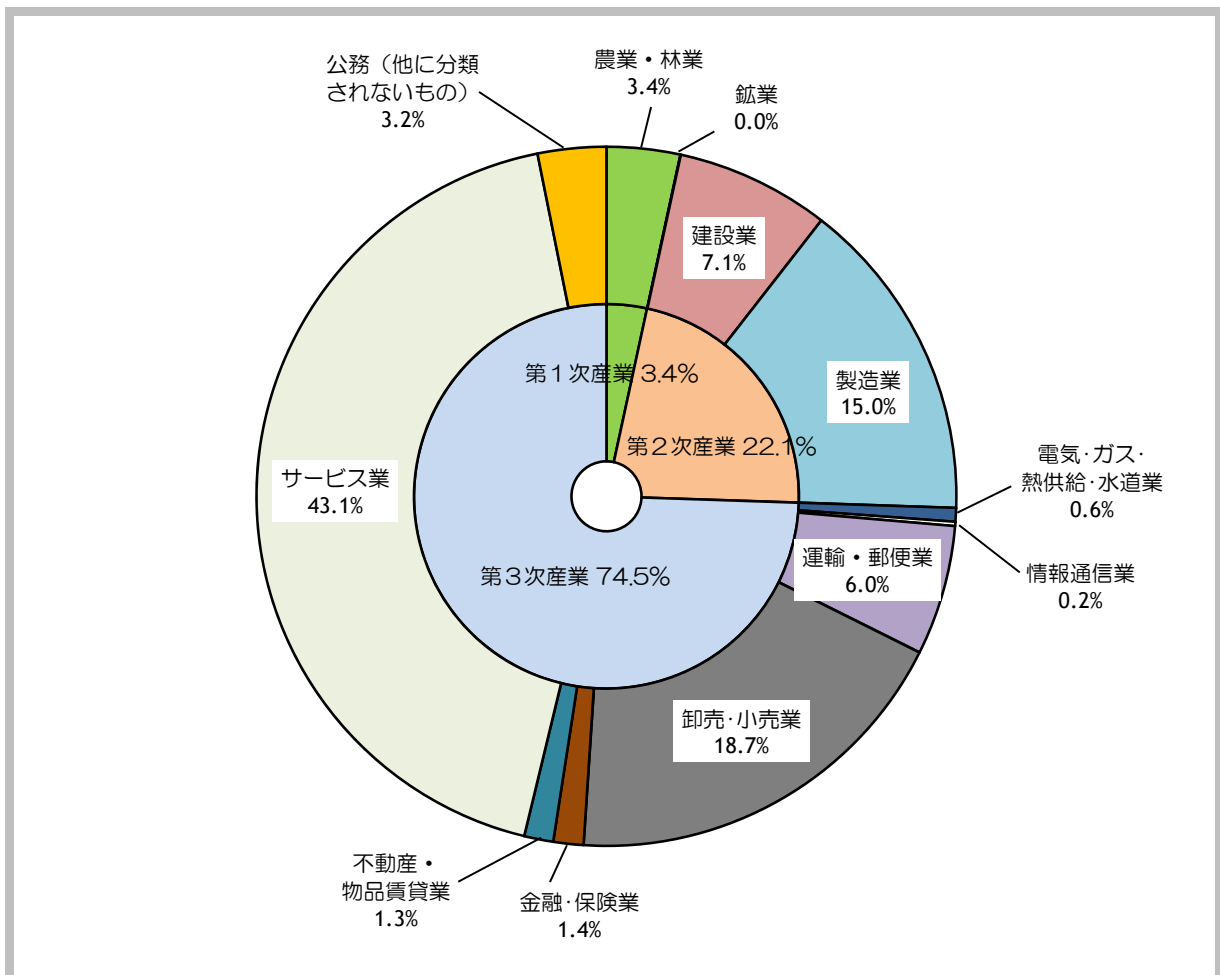
資料：総務省国勢調査報告

2. 産 業

本市の産業大分類別就業者数の割合は、第3次産業が74.5%と多くを占めており、中でもサービス業、卸売・小売業が全体の6割近くを占めています。

◆図表 2-4 産業大分類別就業者数とその割合（平成 26 年度） (人)

	第1次産業		第2次産業			第3次産業								合計
	農業・林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸・郵便業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産・物品賃貸業	サービス業	（他に分類されないもの） 公務	
三次市	936	-	5	1,963	4,142	175	54	1,659	5,154	385	370	11,885	872	27,600



資料：総務省平成 26 年経済センサス

3. 観 光

本市管内には広島県立歴史民俗資料館、奥田元宋・小由女美術館、君田温泉 森の泉、三次ワイナリーなどの観光施設があります。

観光者数は本市合計で、年間 276～339 万人になります。

◆図表 2-5 主要観光施設利用者数 (人)

		H24	H25	H26	H27	H28
三次市への観光客数		2,794,000	2,949,000	2,756,000	3,361,000	3,394,000
主要観光施設	広島県立歴史民俗資料館	23,345	32,256	30,008	49,565	34,202
	奥田元宋・小由女美術館	44,578	103,506	35,942	81,290	67,148
	君田温泉 森の泉	146,680	160,460	149,870	156,254	167,666
	三次ワイナリー	378,000	444,000	389,000	420,000	371,000

資料：広島県観光客数の動向

第3節 生活環境

1. 上水道

本市の水道普及率は 88.6%（平成 28 年 3 月末）であり、広島県平均 94.3%（平成 28 年 3 月末）より低い状況にあります。

◆図表 2-6 水道普及状況（平成 28 年 3 月末） (%)

	三次市	広島県
普及率	88.6	93.4

資料：平成 27 年度広島県の水道の現況

2. 下水道

本市の下水道普及率は、37.5%（平成 28 年 3 月末）であり、広島県平均 72.8%（平成 28 年 3 月末）より低い状況にあります。

◆図表 2-7 下水道の普及率（平成 27 年度末）

	行政区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	普及率 (%)
三次市	54,324	20,375	37.5
広島県	2,856,582	2,078,354	72.8

資料：広島県の下水道 2016

第4節 都市環境

1. 土地利用

本市の地目別面積は、「その他」を除くと「山林」が40%程度と大半を占め、次いで田が8%程度です。

◆図表 2-8 地目別面積（平成 28 年） (km²)

	田	畑	宅地	山林	原野	その他	総面積
三次市	61.19	11.91	14.12	308.46	11.17	371.29	778.14

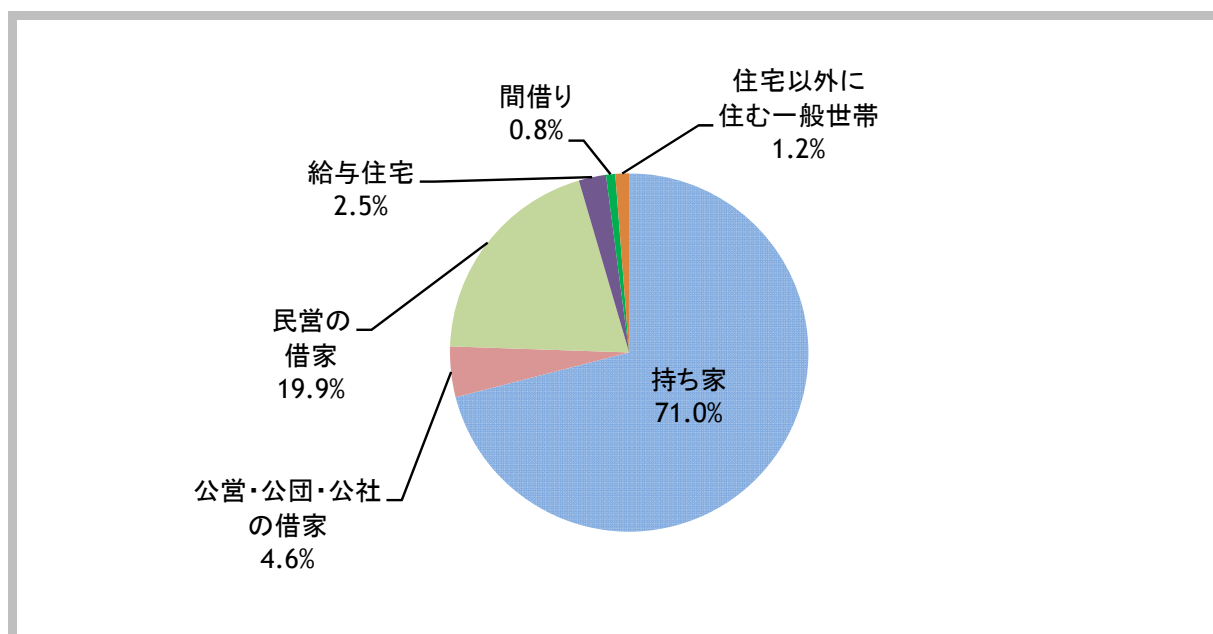
資料：三次市土地に関する概要調書

2. 住宅

本市における住宅状況は「持ち家」の割合が最も多く、7割を占めています。

◆図表 2-9 住宅種類別世帯数（平成 27 年） (世帯)

	総数	持ち家	公営・公団・公社の借家	民営の借家	給与住宅	間借り	住宅以外に住む一般世帯
三次市	21,307	15,123	973	4,245	524	177	265



資料：総務省国勢調査報告

3. 交通網

本市では、中国自動車道、尾道自動車道、松江自動車道を東西南北の大動脈として、一般国道は5路線、鉄道はJR2路線(芸備線・福塩線)と、陰陽連絡のための交通が本市内でX状に交差し、本市を中心に放射状に拡散する陰陽の経済・産業・生活を支える交通網が構築されています。

◆図表 2-10 交通の概要



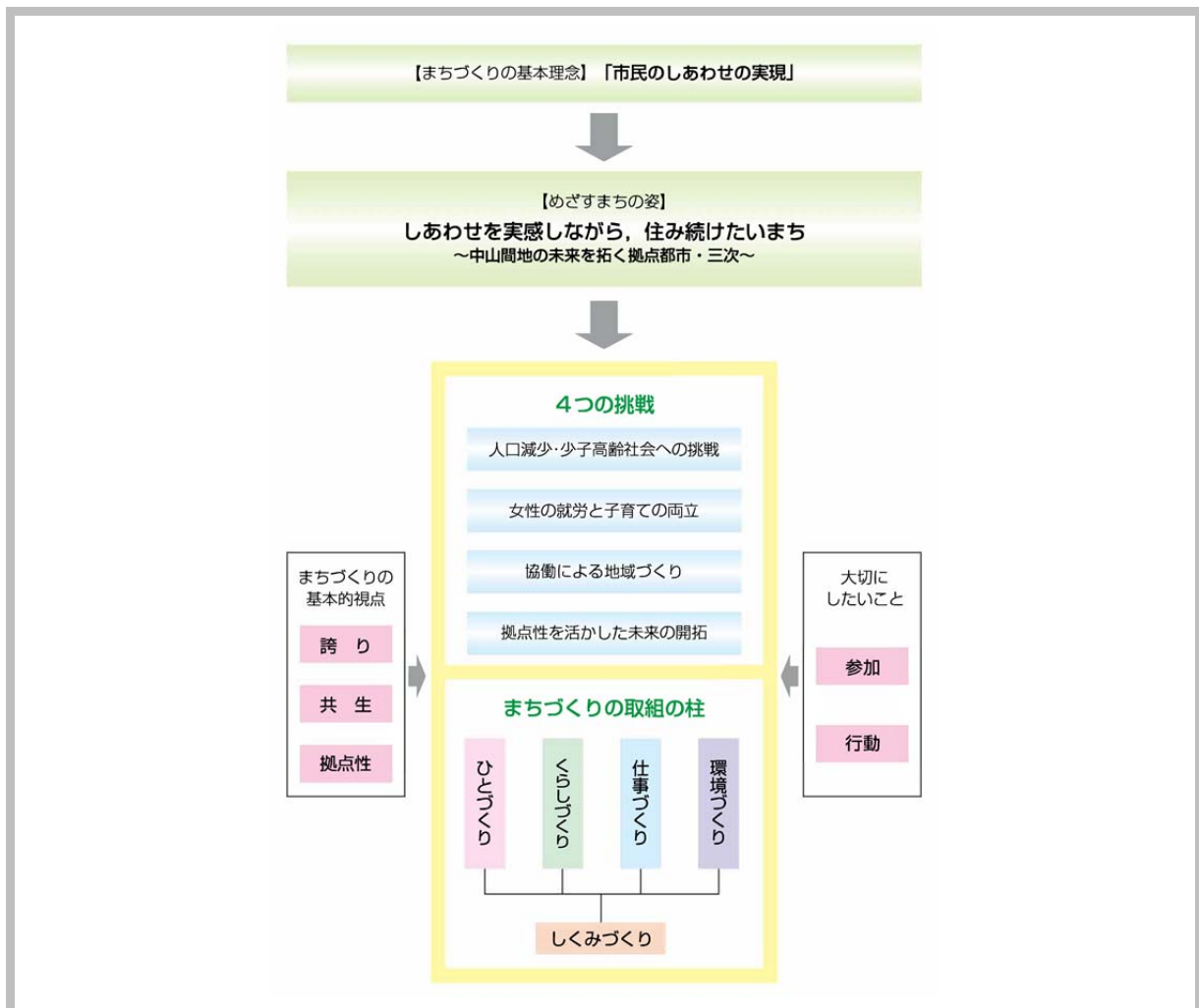
第5節 上位計画

1. 三次市総合計画

本市では、平成18年に策定した第1次三次市総合計画「みよし百年物語」に基づき、各種施策を展開され、またさまざまな成果を上げてきました。しかしながら、人口減少・少子高齢化の進行、コミュニティや働き方の変化、経済のグローバル化の進展や広域道路網の形成など、本市を取り巻く社会経済環境が大きく変化していく中で、本市がめざすまちの姿として「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次～」を掲げ、これからの10年間という中長期を見据え、挑戦し、市民のしあわせを実現していくという強い決意のもと、まちづくりの総合指針「第2次三次市総合計画」が、平成26年3月に策定（計画期間：平成26年度～平成35年度）されました。

このなかで、一般廃棄物処理・リサイクルに関して、まちづくりの取組の柱の一つである「環境づくり」で具体的な取組の一つとして、「循環型社会～地球に優しいエコなまち～」 「資源循環の推進」が示されています。

◆図表 2-11 まちづくりの基本的方向性



資料：第2次三次市総合計画

◆図表 2-12 一般廃棄物処理・リサイクルに関する具体的な取組

まちづくりの取組の柱 (環境づくり)	具体的な取組
循環型社会 ～地球にやさしいエコなまち～	資源循環の推進 <input type="checkbox"/> 廃棄物のリサイクル活動の推進 <input type="checkbox"/> 廃棄物の付加価値化 <input type="checkbox"/> 粗大ゴミなどの処理の有料化

2. 環境基本計画

環境基本計画は、本市のまちづくりの総合指針「第2次三次市総合計画」に沿って、中長期的な観点から環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本的な方向性を示すものとして策定されたものです(計画対象期間:平成28年度から平成32年度までの5年間)。この計画では、第2次三次市総合計画に示されるまちづくりの取組の柱の一つである「環境づくり」について、自然環境、循環型社会、生活基盤、景観形成の4つ分野別にそれぞれの取組の方針が示されています。

この中で、一般廃棄物処理・リサイクル関連事項については、「重点目標1 ごみ・減らしますー循環型社会の実現ー」や、ごみ減量に向けた具体的な取組方法をまとめた「とりくみガイド【実践編】」が示されています。

◆図表 2-13 環境基本計画の概要

重点目標1 ごみ・減らしますー循環型社会の実現ー

●市民ひとりあたりのごみを6%減
平成32(2020)年度の量を、平成26(2014)年度と比べて、ひとりあたり1年に10kg減らそう!

●家庭以外からのごみを6%減
平成32(2020)年度の量を、平成26(2014)年度と比べて、28%減らそう!

とりくみガイド【実践編】

1 減らそう!ごみ 進めよう!分別

(三次市の目標:市民ひとりあたりのごみを-6%)

ひとり毎日30g、毎日、ペットボトルの容量1本分の重さを減らせばいいんだよ!

①今日から、うちから、できることから、始めよう!

(かんたん!今日からすぐできること)

水にぬらさない	乾かす
玉ねぎの皮など乾いている生ごみは、水分を含んでいる生ごみとは別に、じんじんを流す前に乾かす。	野菜くずや果物の皮は油紙や三角コーナーに入らずに、新聞紙やトレイにのせて乾かす。お茶がらやコーヒー豆の出しがら、ティーバッグは、乾燥させる。

毎日出るごみ。ごみの減量は、燃やすための燃料を減らし、大切な埋立地を長く使用することができるなど、大きな効果があります。

ごみ減量チェック表

- 買い物に行くときはマイバッグを使っている(レジ袋を断っている)。
- 買い物で、過剰包装やいらぬ袋などは断っている。
- 生鮮食品は余って捨てることがないように購入している。
- 生ごみなど水分を含んだごみは水を切って出している。
- なるべく詰め替え商品を選んでいる。
- 修理できるものはできるだけ修理して使っている。
- ごみはきちんと分別して指定袋で出している。
- プラスチック製容器包装(プラスチック資源物)は、できるだけきれいに出している。
- びん・ペットボトル・飲料缶はすすいでから出している。
- 「ごみ分別マニュアル」や「ごみの正しい出し方」をすぐに見ることが出来る場所に置いている。

資料：三次市環境基本計画

3. 国の計画

(1) 循環型社会形成推進基本計画

国においては、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成 25 年 5 月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しており、その概要は図表 2-14 のとおりです。

◆図表 2-14 第三次循環型社会形成推進基本計画の概要

循環型社会のイメージ
<ul style="list-style-type: none">① 自然界における循環と経済社会における循環が調和する社会② 3R型ライフスタイルと地域循環圏の構築③ 資源効率性の高い社会経済システムの構築④ 有害物質を含む廃棄物を適正に処理する体制が整備された安全・安心の実現⑤ 国際的取組を通じた世界の環境負荷低減に貢献する社会
数 値 目 標
<ul style="list-style-type: none">◆ 物質フロー（マテリアルフロー）目標（平成12年度→平成32年度）<ul style="list-style-type: none">① 資源生産性 → 約46万円/t（平成12年度から約8割向上）② 循環利用率 → 約17%（平成12年度から約7割向上）③ 最終処分量 → 約17百万トン（平成12年度から約7割減少）◆ 一般廃棄物の取組指標（平成12年度→平成32年度）<ul style="list-style-type: none">① ごみ排出量 → 1人1日当たりの排出量を約25%削減② 家庭系ごみ排出量 → 1人1日当たりの排出量を約25%削減③ 事業系ごみ排出量 → 総量を約35%削減
取 組
<ul style="list-style-type: none">◆ 「質」にも着目した循環型社会の形成<ul style="list-style-type: none">① 2Rの取組がより進む社会経済システムの構築② 使用済み製品からの有用金属の回収③ 水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進④ 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築⑤ 災害時の廃棄物処理システムの強化◆ 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組◆ 地域循環圏の高度化◆ 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用◆ 循環産業の育成<ul style="list-style-type: none">① 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成② 静脈物流システムの構築◆ 廃棄物の適正な処理<ul style="list-style-type: none">① 不法投棄・不適正処理対策② 最終処分場の確保等◆ 各個別法の対応◆ 環境教育等の推進と的確な情報共有・普及啓発<ul style="list-style-type: none">① 環境教育等の推進② 3Rに関する情報共有と普及啓発◆ 国際的取組の推進◆ 東日本大震災への対応

資料：環境省第三次循環型社会形成推進基本計画

(2) 国の基本方針

環境省では、廃棄物処理法に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年 5 月）を定めています。

本方針では、平成 28 年 1 月に平成 28 年度以降の廃棄物の減量化の目標量等の変更を行っています。

◆図表 2-15 一般廃棄物の処理に関する目標

一般廃棄物の減量化等の目標量…第 3 次循環基本計画の目標及び目標設定の考えた方との整合性に配慮する。一般廃棄物については、現状（平成 24 年度）に対し、平成 32 年度において、排出量を約 12%削減し、再生利用量を約 21%から約 27%に増加させるとともに、最終処分量を約 14%削減する。

項目	平成 24 年度（現状）	平成 32 年度
排出量	45 百万トン	12%削減（39.6 百万トン）
再生利用量	9.3 百万トン（約 21%）	約 27%
最終処分量	4.7 百万トン	約 14%削減（4 百万トン）
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	-	500g/人日

注) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：

集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭から排出するごみ量の1人1日当たり換算値

(3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、平成 25 年 5 月に廃棄物処理法に基づき、平成 25 年度から平成 29 年度までの廃棄物処理施設整備計画が策定されています。

当該計画は、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえたことを特徴としています。従来から取り組んできた 3R の推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保について強調しています。

◆図表 2-16 一般廃棄物に係る目標及び指標

【基本的理念】

- ◇3Rの推進
- ◇強靱な一般廃棄物処理システムの確保
- ◇地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

【一般廃棄物に係る目標及び指標】

- ◇排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施
 - ・ごみのリサイクル率：22% → 26%
 - ・最終処分場の残余年数：平成 24 年度の水準（20 年分）を維持
- ◇焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保
 - ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：16% → 21%
- ◇し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全
 - ・浄化槽処理人口普及率：9% → 12%

4. 広島県の計画

(1) 第4次廃棄物処理計画

広島県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 5 の規定に基づく法定計画として「第 4 次広島県廃棄物処理計画」を平成 28 年 3 月に策定しています。

この計画は、一般廃棄物及び産業廃棄物を含む廃棄物全般の減量化や適正処理の推進を図ることを目的に、平成 28 年度から平成 32 年度までを計画期間としています。

◆図表 2-17 一般廃棄物の処理に関する目標

計画名	第 4 次広島県廃棄物処理計画					
策定年	平成 28 年 3 月					
計画期間	平成 28 年度～平成 32 年度					
一般廃棄物（ごみ）に係る減量化目標						
区分	現状【平成 25 年度】		将来推計【平成 32 年度】		計画目標【平成 32 年度】	
	排出量	排出量に占める割合	排出量	排出量に占める割合	排出量	排出量に占める割合
排出量	92.2 万トン	—	92.2 万トン	—	87.4 万トン以下	—
再生利用量	18.5 万トン	20.0%	15.9 万トン	—	16.8 万トン以上	19%以上
最終処分量	11.9 万トン	12.8%	11.4 万トン	—	10.3 万トン以下	11.8%以下

資料：第 3 次広島県廃棄物処理計画

(2) 污水適正処理構想

広島県では、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備目標等を示した「広島県污水適正処理構想」を平成 8 年 3 月に策定し、污水处理人口普及率の向上などに取り組んできました。その後、平成 13 年 3 月、平成 16 年 3 月、平成 23 年 3 月、平成 26 年 4 月に、適宜見直しを行い、情勢の変化に対応してきたところです。

◆図表 2-18 生活排水処理施設の整備計画

区分	種類	平成24年度末現在		平成32年度末予定		平成37年度末予定		全体計画フレーム (%)	
		処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)		
污水処理施設	集合処理	下水道	2,028,370	70.5	2,059,858	71	2,061,635	77.9	87.8
		集落排水	56,152	2.0	55,044	2.1	50,900	1.9	2.0
	個別処理	浄化槽等	342,982	11.9	354,554	10.8	345,729	13.1	10.2
	小計		2,427,504	84.4	2,469,456	83.9	2,458,264	92.9	100
污水处理施設未整備人口		448,326	15.6	269,798	16.1	187,410	7.1	—	
行政人口		2,875,830	100	2,739,254	100	2,645,674	100	100	

資料：広島県污水適正処理構想の見直しH26.4